

2022年10月3日

大阪市
市長 松井 一郎様
大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉様

大阪教育合同労働組合
執行委員長 増田 俊道
同 大阪支部
支部長 山口 昌孝

団体交渉申入書

当組合は、2022年度の賃金改善要求等について、団体交渉を以下の内容で申し入れるので誠意をもって応じられたい。

記

1. 団交日時 双方協議の上、早期に設定
2. 団交場所 大阪市庁舎内
3. 団交事項
 1. 下記「賃金改善に関する要求事項」及び「年末一時金に関する要求事項」について
 2. その他関連する事項について

4. 要求事項

【賃金改善に関する要求事項】

- (1) 賃金に成績主義を反映させないこと。
- (2) 月例給を大阪市人事委員会勧告の公民較差 **1.93%**に、物価上昇率を加えた割合に引き上げること。また、引き上げに関しては若手職員に重点的に配分するのではなく、全ての職員を対象に均等に引き上げること。
- (3) 常態化している長時間の時間外勤務に対して正当な手当を支給すること。
- (4) **1966**年調査によって決定した教員調整額**4%**の見直しを国に要望すること。
- (5) 教育職給料表において特**2**級を廃止すること。
- (6) 諸手当について、支給率・額・基準等を改善すること。
- (7) 育児休業中の賃金を保障すること。
- (8) **2020**年**4**月**1**日に施行された「パートタイム・有期雇用労働法」のガイドラインに則り、常勤講師の賃金を給料表**2**級に格付けすること。できない場合は、同一労働・同一賃金の原則に則り、現行の**1**級の最高号給額（**306000**円）を**2**級の最高号給額（**402000**円）まで引き上げること。
- (9) 常勤講師の賃金を給与表**2**級に格付けしている政令市都市を明らかにすること。
- (10) 暫定再任用期間中の再任用職員の賃金を定年延長制度と同等の額まで引き上げること。

- (11) 2020年4月1日に施行された「パートタイム・有期雇用労働法」のガイドラインに則り会計年度任用職員（非常勤講師・非常勤職員）の待遇を正規職員と均等にすること。
- ①雇用を保障し、常勤職員に準じた賃金を支給すること。
 - ②常勤職員に準じた退職金を支給すること。
 - ③時間外労働については、時間外勤務手当を支給すること。
 - ④非常勤講師の賃金をコマ数ではなく在校時間に応じて支給すること。
 - ⑤非常勤講師の年間雇用時間（1コマ当たり35時間）を40時間に引き上げること。
- (12) 管理職手当を廃止すること

【年末一時金に関する要求事項】

- (1) 物価上昇を考慮し、年末一時金の支給割合を大阪市人事委員会勧告以上に引き上げること。
- (2) 一時金の役職段階別加算（傾斜配分）を廃止すること。
- (3) 勤勉手当へ「成績率」適用をやめること。
- (4) 勤務時間数が週当たり15.5時間未満であっても全ての非常勤講師・非常勤職員に常勤職員に準じた期末手当を支給すること。
- (5) 再任用職員の支給割合を引き上げること。
- (6) その他関連事項について

以 上